

(公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター  
第19回 最終処分積立金運用委員会 議事録

1. 日 時 平成22年 1月29日 (金) 13:30～15:10

2. 場 所 東京都千代田区霞が関3-2-1  
霞山会館 「牡丹の間」

3. 委員の現在数 4名

4. 出席した委員の数及び氏名

委員長 浅野 幸弘  
委 員 神谷 高保  
委 員 中村 実  
委 員 山崎 元

以上 4名 出席

5. 議 題

- I. 平成21年度最終処分積立金運用実績 (報告)  
(平成21年12月31日現在)
- II. 平成22年度最終処分積立金運用方針及び計画 (案) (審議)
- III. 事業債売却に関する検討について (報告)
- IV. 最終処分資金管理業務規程ならびに最終処分資金管業務実施細目の改正 (案) (審議)

6. 開 会

事務局から、本日の第19回最終処分積立金運用委員会は、同規則第4条の規定による定数を満たしているので、有効に成立している旨の報告があった。

続いて、井上理事長が開会の挨拶を述べ、苗村放射性廃棄物等対策室長よりご挨拶を頂いた後、議事に入った。

7. 議事の概要

事務局から、上記5. の議題について、下記の説明を行った。

I. 平成21年度最終処分積立金運用実績 (平成21年12月31日現在)

第一種最終処分積立金の平成21年度運用額は、平成20年度積立金受入分から原環機構への取戻額を差し引いた額に、当期の利息収入を加えた748億円を見込む。

運用内訳は、国債、政府保証債、地方債、事業債とも、ほぼ計画通りの運用を達成できる見通し。

平成21年度購入債券の平均利回りは、単年度の運用評価基準としての‘当該年度の運用計画をベースに加重平均した国債応募者利回り’を上回る見通し。

保有無格付地方債のTスプレッド（国債との利回り差）推移は、スプレッドが持続的に拡大する等の特異な動きを示すものは見受けられない（ほぼ並行に推移）。また、保有している債券のうち、指定格付機関による格付がAA-未満となっているものについては、現時点において、売却を要する状況にはない。

第二種最終処分積立金の平成21年度運用額は、平成20年積立金受入分から原環機構への取戻額を差し引いた額に、当期の受け入れ利息収入を加え84億円を見込む。

運用内訳は、5年国債で、ほぼ計画通りの運用を達成できる見通し。

\* 平成21年度運用対象期間は平成21年3月から平成22年2月まで。

上記Ⅰ.の報告について意見交換を行った。

## Ⅱ. 平成22年度最終処分積立金運用方針及び計画（案）

第一種最終処分積立金及び第二種最終処分積立金共に運用の基本方針である（1）長期的視野に立ち、安全・確実性を重視した運用（2）割引率を目標とした運用収益の確保（3）市場への影響に配慮、に基づき、平成21年度運用方針及び計画を踏襲し、平成22年度最終処分積立金運用方針及び計画を取りまとめた。

上記Ⅱ.の議題について審議した結果、了承した。

## Ⅲ. 事業債売却に関する検討について

前回の委員会で寄せられた意見を踏まえ、「事業債売却ルールの明確化」に関する検討を行った結果、一部売却については、「債券発行体の信用状態の著しい悪化による売却」とはいえず、「売却時の損失軽減を目的とした売却」と考えられ、時価評価の適用とされる可能性があり、その場合、本積立金制度への影響が多大となることから、一部売却は行わないこととする。

上記Ⅲ.の議題について、事務局報告を基に意見交換を行った。

## Ⅳ. 最終処分資金管理業務規程ならびに最終処分資金管業務実施細目の改正（案）

公益財団法人への移行に伴い、「最終処分資金管理業務規程並びに最終処分資金管業務実施細目」の改正内容について説明。

上記Ⅳ.の議題について審議した結果、了承した。

## 8. 次回スケジュール

平成22年5月下旬を目途に開催したい。

## 9. 閉会

以上をもって議事全てを終了し、閉会した。

<委員会で寄せられた意見>

I. 平成21年度最終処分積立金運用実績（平成21年12月31日現在）

○事業債の購入に際し、購入予定額が大きい等、調達に困難が予想される場合には、主幹事が発行額の7～8割の玉を有していることから、確実に確保できるよう主幹事から玉の確保をするようにしてはどうか。

II. 平成22年度最終処分積立金運用方針及び計画（案）

○来年度においては、第一種最終処分積立金の満期償還分の運用方法は、主要テーマとなるのではないかと。

III. 事業債売却に関する検討について

○発行体の破綻リスクがあるとの認識に基づいて、当該債券の全部もしくは一部を売却するのであるから、一部売却のみを「売却時の損失の軽減を目的とする」と捉え、異なった会計上の取り扱いとするのはおかしいのではないかと。

○時価評価とならない一部売却が理論的に有り得ないのか、若しくは、実際にそういう類似的な認められるような場合がないのかを確認してはどうか。

IV. 最終処分資金管理業務規程ならびに最終処分資金管業務実施細目の改正（案）

○制度改正に伴う形式的な変更であり、事務局（案）のとおりで良いのではないかと。

以 上

事務局：資金管理業務部 TEL：03-3534-4589
------------------------------